

栃木県観光振興計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 栃木県次期プランに併せて策定する本県の観光振興を図る次期栃木県観光振興計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たり、関係団体や有識者等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県観光振興計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次期計画の検討に関すること。
- (2) その他次期計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 策定懇談会の委員は、関係団体に属する者、学識経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。

(会長)

第4条 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 策定懇談会の庶務は、産業労働観光部観光交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7(2025)年3月5日から施行し、令和8(2026)年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が招集する。

附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抄）

（附属機関等の会議の公開）

第8条 附属機関等の会議は、公開することを原則とし、運営の透明性及び公正な県政運営に資するものとする。ただし、「栃木県情報公開条例」（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 附属機関等の会議の非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。また、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。